

蔵王山火山防災対策の修正について

(令和4年1月)

1 現行の蔵王山火山防災対策について

(1) 蔵王山火山防災対策とは

蔵王山火山防災協議会が作成する計画で、蔵王山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民及び登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、両県、関係市町及び関係機関等の具体的な防災対策が適切に行われるよう定めたもの。

(2) 構成

現行の火山防災対策は本編と巻末資料により構成されている。

本編

防災対策と救助対策の2章からなり、第1章の防災対策編では、噴火警報発表時の情報伝達ルートのほか、エコーライン開通期及び閉鎖期における噴火警戒レベルに応じた対応を定めている。また、第2章の救助対策編では救助を行う上での共通的事項のほか、ヘリコプターの運用、救助体制を定めている。

巻末資料

蔵王山の噴火シナリオ、噴火警報等伝達系統図、噴火警報の発表に際し、市町が対応状況を報告する様式のほか、道路規制箇所、注意喚起看板設置箇所、登山口規制看板設置箇所などをとりまとめている。また、噴火活動が活発化した場合の市町ごとの避難計画を別添資料として編綴している。

2 修正理由

(1) 現行の蔵王山火山防災対策の課題

- ・噴火警戒レベルにあった対応の記載はあるが、それ以外の事象が生じた場合の対応の記載がない。

例：噴火警戒レベルが引き上げられる前の対応（解説情報が発表された場合の対応）

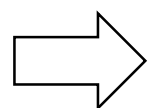
例：事前に噴火警戒レベルが引き上げられないままに噴火に至った場合の対応

例：避難指示の解除，一時立入等の対応

- ・各種訓練や実対応等を通し，本防災対策の実効性を確認してきた中で，「構成機関の役割」や「関係自治体の防災体制」等，記載事項として不足している部分が多く見られた。

(2) 「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」の策定

各火山ごとに設置される火山防災協議会において，都道府県，市町村間で整合のとれた，具体的で実践的な避難計画を作成する際に参考となるよう，内閣府により「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（令和3年5月改定）」（以下「手引き」とする。）が作成された。



各火山における避難計画へ定めるべき項目が示された。

(2) 避難計画に定めるべき主な項目

※赤線は現行の蔵王山火山防災対策への記載がない項目

○計画作成編

・協議会の構成機関が行う対応や避難計画に定める項目を記載

避難計画に定めるべき項目

第1章 計画の基本的事項の検討

- ・火山ハザードマップと火山現象
- ・避難対象地域や入山規制の範囲等の設定
- ・避難の基本的方針

第2章 事前対策

- ・構成機関の役割と防災対応の整理
- ・防災体制、情報伝達体制等の構築
- ・指定避難所、避難促進施設の指定

第3章 噴火時等の対応(緊急フェーズ)

- ・噴火時等の対応について、3つの場合に分けてそれぞれの避難等の防災対応を整理
- ・広域避難の判断や警戒区域の設定
- ・救助活動の対応

第4章 緊急フェーズ後の対応

- ・避難の長期化に備えた対策
- ・避難勧告・指示の解除、一時立入の実施

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

- ・住民、登山者等への防災啓発と学校での防災教育
- ・平常時の防災訓練

①噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合

噴火警戒レベルに応じた防災対応

- ・異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合: 情報共有体制の強化とともに、登山者等へ情報を伝達
- ・噴火警戒レベル2、3の場合: 火口周辺規制及び入山規制の実施とともに、避難促進施設と連携し、登山者等の避難誘導の実施
- ・噴火警戒レベル5の場合: 通行規制等の実施や住民等の避難誘導、避難所等の開設

②突発的に噴火した場合(1→2又は3)

登山者等の緊急退避*とその後の避難誘導

- ・緊急退避: 避難促進施設の呼びかけと緊急退避の実施
- ・情報伝達: 「噴火した」「緊急退避の実施」などの緊急情報の伝達
- ・避難誘導: 火山の活動状況等を踏まえ、協議会等で避難誘導の時期や方法を協議・実施

※緊急退避とは、噴石等から身を守るための緊急的な行動

③事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(2又は3→5)

住民等の緊急退避と情報伝達

- ・緊急退避: 短期間で火山現象が到達する恐れのある避難対象地域の住民等も緊急退避を実施
- ・情報伝達: 迅速に避難勧告・指示の発令

3 蔵王山火山防災対策の主な修正事項等

(1) 主な修正事項

【本編】

○手引きが求めている計画に定めるべき事項の追加

以下のような事象が生じた場合の対応について記載

- ・ 噴火警戒レベルが引き上げられる前の対応（臨時の解説情報が発表された場合）
- ・ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないままに噴火に至った場合の対応
- ・ 火山活動が収束した場合の避難指示の解除，一時立入等の対応

○その他

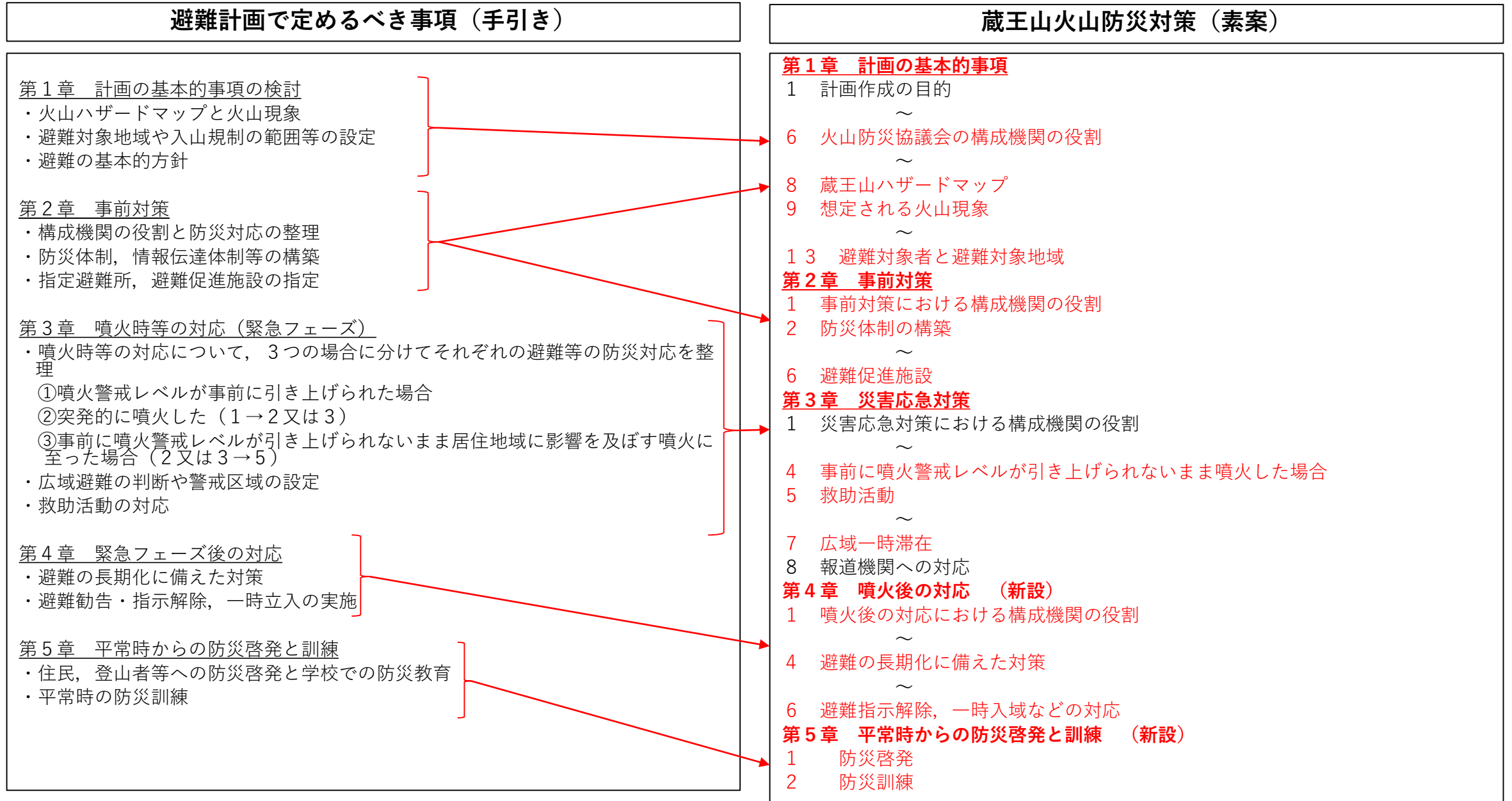
- ・ 災害対策基本法改正に伴う修正（避難勧告・避難指示の一本化等）
- ・ 噴火警戒レベル4のキーワード変更に伴う修正（避難準備⇒高齢者等避難）
- ・ 噴火時等の閉鎖施設の更新 等

【資料編】

○現行の蔵王山火山防災対策の巻末資料を更新

○別添資料の「市町ごとの避難計画」は，本編修正後に関係市町へ更新を依頼予定

(2) 修正後の構成



蔵王山火山防災対策修正素案の作成スケジュール

令和3年	2月	修正方針の承認（協議会書面開催）
令和3年	3月	修正素案の作成開始
令和3年1	2月	意見照会1回目
令和4年	1月	意見照会2回目
令和4年	2月	協議会への諮問
令和4年	3月	修正素案の承認